

＜入院セットレンタル 約款＞

1. ご利用者及び保証人（以下「ご利用者等」といいます。）が入院セットレンタルの内容を確認の上、この「入院セットレンタル申込書 兼同意書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入し、申込書を株式会社増田医科器械（以下「当社」といいます。）へ提出した時に、ご利用者等と当社との間に入院セットレンタル契約が成立します。
2. 当社は、申込書記載の「利用開始日」までに利用者等が申込みした入院セットをご利用者等へ貸し渡し、ご利用者等はこれを借り受け、申込書に記載のレンタル料を当社へ支払うものとします。
3. レンタル期間中は各プランの個別商品の利用数量に関わらず、各プランごとに定められたレンタル料全額をいただきます。レンタル日数の計算は、0時から24時を1日とし、利用開始日及び終了日をレンタル日数に含みます。
4. 入院セットは、施設内で受け渡し、または返却するものとします。またご利用者等は、ご利用者の状態に応じて施設の判断により、入院セットの使用期間及び内容変更が生ずることに予め承諾します。
5. 当社は、毎月月末に締め切り、ご契約入院セットのレンタル料（日額）にレンタル日数を乗じて算出した当月（当月1日から末日まで）のレンタル料金合計をご利用者様に請求し、ご利用者等は、締切日翌々月末日までに当該レンタル料を当社指定の方法により支払うものとします。
6. 当該レンタル料は、病院の会計窓口ではお支払いいただけません。払込書でコンビニエンスストアや郵便局にてお支払い下さい。
7. お支払期限を過ぎた場合、請求書の再発行には、別途330円（税込）の手数料をご負担いただきます。
8. 入院セットのレンタル料の支払にて、当社の請求額を超えてお支払をいただいた場合には、銀行振込あるいは現金書留で、ご利用者等に返金することに予めご同意いただきます。
9. 入院セットのレンタル料について、お支払期限を過ぎてお支払いいただけない場合、入院セットレンタルの契約をお断りするケースがあります。
10. 入院セットのレンタル料について、お支払期限を過ぎてお支払いいただけない場合、所定の遅延損害金を請求することがあります。また、お支払期限より一定期間を過ぎてもお支払いいただけない場合は、内容証明郵便での督促および法的措置を講じることがあります。
11. 入院セットのレンタル料について、お支払期限を過ぎてお支払いいただけない場合、保証人に請求をする場合があります。

＜個人情報取り扱いに関する同意＞

1. 当社は、以下の目的のために、ご利用者等の個人情報を取得し、施設含めて第三者へその情報を提供することがあります。
 - a. お問い合わせに対する回答を行うため
 - b. 施設での当社のレンタルサービス提供のため
 - c. レンタル料の請求・回収・集金の実施およびそれに関する連絡のため
 - d. 契約内容に関する確認の連絡のため
2. 当社がレンタルサービスの提供（商品の配布、利用管理等）のために、ご利用者が入院されている施設にご利用者等の個人情報を提供します。
3. 当社は事業運営上、ご利用者等により良いサービスを提供するため、請求書発行、料金収納業務の一部を外部に委託しており、業務委託先に対してご利用者等の個人情報を第三者提供することがあります。この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・秘密保持などによりご利用者等の個人情報漏洩防止に必要な事項を取決め、適切な管理を実施させます。
4. ご利用者等は、自己の個人情報の利用目的の通知、開示を求める権利、同情報の訂正又は削除、利用・提供の拒否を要求する権利があります。必要な場合は、表面の窓口までご連絡ください。ただし、個人情報の提供がない場合には、当社からのレンタルサービスの提供を受けられない場合があります。